

被保険者 各位

帝人グループ健康保険組合

## ＜ご連絡＞年収の壁・支援強化パッケージにおける被扶養者認定について

題記の件、年収が一定額を超えると税や社会保険料が増え、手取り収入が減ってしまうため、一定の収入を超えないよう就業の調整を行う「年収の壁」への対応にあたり、限定的に130万円を超過しても被扶養者資格を継続できるよう条件を緩和する措置の内容が厚生労働省より発出されましたので、帝人G健保の取り扱いをお知らせします。

### 記

#### 1. 対象者

パート・アルバイト等被雇用者であること（フリーランスや自営業は対象外）

#### 2. 注意事項

今回の条件緩和はあくまで「一時的に業務量が増え収入が増加した」場合の措置です。

雇用契約書等を踏まえ、年間収入見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかである方は今回の措置の対象外です。

#### 3. 一時的な収入の増加として認定されるケース

(1) 他の従業員が退職や休職したことにより、業務量が増加した。

(2) 事業所における業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加した。

(3) 突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加した。

※契約変更で基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入増加とは認められません。

#### 4. 適用期間

令和5年10月20日より当面の期間

#### 5. 確認方法・時期・必要書類

(1) 新たに被扶養者認定を受ける際、又は年に1度の被扶養者検認審査で状況の確認を行います。

(2) 被扶養者の収入確認にあたっては「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書※が必要です。

※同一の者について連続2回（2年間）まで

#### 6. 参考（厚生労働省HP）

[年収の壁・支援強化パッケージ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

#### 7. 問合せ先

帝人グループ健康保険組合

担当：岡崎・木村・寺村

外線：089-972-3651 内線：807-2233・2234

メールアドレス：[kenpo@teijin.co.jp](mailto:kenpo@teijin.co.jp)

以上